

令和 2 年11月27日（金曜日）

美里町議会全員協議会会議録

美里町議会全員協議会

令和2年11月27日（金曜日）

出席議員（15名）

1 番	吉 田 眞 悦 君	2 番	鈴 木 宏 通 君
3 番	村 松 秀 雄 君	4 番	吉 田 二 郎 君
5 番	平 吹 俊 雄 君	6 番	手 島 牧 世 君
8 番	藤 田 洋 一 君	9 番	山 岸 三 男 君
10 番	柳 田 政 喜 君	11 番	前 原 吉 宏 君
12 番	櫻 井 功 紀 君	13 番	福 田 淑 子 君
14 番	千 葉 一 男 君	15 番	我 妻 薫 君
16 番	大 橋 昭太郎 君		

欠席議員（1名）

7 番 佐 野 善 弘 君

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	相 澤 清 一 君
副 町 長	須 田 政 好 君
総 務 課 長	佐々木 義 則 君
企 画 財 政 課 長	佐 野 仁 君
企画財政課課長補佐	高 橋 憲 彦 君
企画財政課政策係長	鎌 田 拓 也 君
下 水 道 課 長	櫻 井 純一郎 君
下水道課総務係長	笹 川 智 哉 君
総務課文書法令係長	森 陽 祐 君
防 災 管 財 課 長	小 野 英 樹 君
防災管財課主査	西 村 貴 徳 君

徴収対策課長	菅井清君
徴収対策課課長補佐	芦田竜司君
南郷病院事務長	日野剛君
南郷病院医事係長	佐藤敏行君

議会事務局職員出席者

議会事務局長	佐藤俊幸君
事務局次長兼議事調査係長	齊藤美穂君

議事日程

令和2年11月27日（金曜日） 午後1時59分開会

第1 開 会

第2 議長挨拶

第3 説明及び意見を求める事項

- 1) 第2次美里町総合計画・美里町総合戦略（案）について
- 2) 下水道事業会計に係る消費税及び地方消費税の訂正について
- 3) 町長及び議会議員選挙における選挙運動の公費負担について
- 4) 訴えの提起について
- 5) その他

第4 その他

第5 閉 会

午後1時59分 開会

○議長（大橋昭太郎君） 皆様こんにちは。一般質問なんか考えているときの大変忙しいときにお集まりいただきまして大変ありがとうございます。

先日、18日、24日、25日と東京に行ってまいりました。そしてその行き帰りの新幹線ががらがらなんですね。これはこのコロナの影響によって、その社会構造そのものが大きく変化しているんだろうというふうに感じてまいりました。東京に行ったからというよりは、東京に行つて何したかがコロナに感染する大きな問題かとも思っております。どうぞ皆様もお気をつけていただきたいと思います。

ただいまから全員協議会を開きます。

本日、町長からの説明及び意見を求める事項は5件です。

どうぞスムーズに全員協議会が進められるようよろしくお願いします。

本日の全員協議会、佐野議員欠席でございます。

ただいまから会議を始めます。

なお、説明及び意見を求める事項の4）訴えの提起については、個人情報の関係もありますので非公開で行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋昭太郎君） ご異議なしと認めます。よつて、訴えの提起については非公開で行うことといたします。

また、個人別の資料については、そのときに配付しますが案件が終わり次第、回収をさせていただきます。特に、個人名及び個人が特定されるような発言については行わないようお願いいたします。

最初に、町長から挨拶をお願いいたします。

○町長（相澤清一君） 大変御苦労さまでございます。

本日は議長のお取り計らいにより議会全員協議会を開催していただき、厚く御礼申し上げます。

今、議長が申しましたように、非常にコロナ感染は近くの自治体の首長も感染しているということで、我々もしっかりと気をつけなければいけないなと懸念をしているところでございます。

本日、説明するのは5点でございます。非常に時間がかかるかと思いますが、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

本日、全員協議会で御説明申し上げますのは、1点目は第2次美里町総合計画・美里町総合戦略（案）について、2点目は下水道事業会計に係る消費税及び地方消費税の訂正について、3点目は町長及び議会議員選挙における選挙運動の公費負担について、4点目は訴えの提起についてであります。また、5点目のその他については、新型コロナウイルス感染症に対応する診療・検査医療機関の指定について御説明を申し上げるものであります。

初めに、1点目の第2次美里町総合計画・美里町総合戦略（案）について御説明申し上げます。

平成28年3月に策定した現在の美里町総合計画・美里町総合戦略については、計画期間を令和3年3月31日までとしております。来年3月をもって終了いたします。このことから、現計画に続く第2次美里町総合計画・美里町総合戦略を策定するものであります。本日は、この計画案の内容について御説明申し上げるものでございます。詳細につきましては、後ほど企画財政課長から御説明申し上げます。

次に、2点目の下水道事業会計に係る消費税及び地方消費税の訂正について御説明申し上げます。

下水道事業会計におきまして、令和元年度分の消費税及び地方消費税の納付額の算定に誤りがあり、国から町に消費税及び地方消費税が多く還付されていることが判明いたしました。今後、早急に修正申告を行い、過大に受け取っていた額を納付するものであります。本日はその内容について御説明申し上げるものであります。詳細につきましては、後ほど下水道課長から御説明申し上げます。

次に、3点目の町長及び議会議員選挙における選挙運動の公費負担について御説明申し上げます。

町村の選挙における立候補に係る環境の改善を図るため、選挙公営の対象を市と同様のものに拡大することなどを目的に、公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年6月1日に公布されました。これに伴い、本町においても町長及び町議会議員の選挙における選挙運動の公費負担制度を導入するものであります。本日は、その内容について御説明申し上げるものであります。詳細につきましては、後ほど総務課長から御説明申し上げます。

次に、4点目の訴えの提起について御説明申し上げます。

町営住宅入居契約者に対し訴えを提起することについて、次の12月会議に提案する予定としております。本日は、その内容について御説明申し上げるものであります。詳細につきましては、後ほど防災管財課長から御説明申し上げます。

次に、5点目のその他、新型コロナウイルス感染症に対応する診療・検査医療機関の指定について御説明申し上げます。

町立南郷病院は、本年10月1日に新型コロナウイルス感染症の診療・検査医療機関として宮城県から指定を受けております。しかしながら、宮城県では診療・検査医療機関に指定したことによる医療機関への風評被害等を懸念しており、こうしたことから指定した医療機関については一切公表しないこととしております。本町といたしましても、風評被害等が発生しないよう十分注意するとともに、診療・検査医療機関としての重責を果たしていかなければならないと考えております。また、今回の指定に伴って国及び県から町立南郷病院に補助金が交付されることとなっており、12月会議において補正予算を提案させていただくこととなります。本日は、その内容について御説明をいただくものであります。詳細につきましては、後ほど南郷病院事務長から御説明申し上げます。

議員皆様の御理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大橋昭太郎君） ちょっと最初に、局長のほうから訂正があるということでございますので。

○事務局長（佐藤俊幸君） お手元の本日の全員協議会の次第なんでございますが、誤字がございます。申し訳ございません。3の説明及び意見を求める事項の1）第2時の字が、こちらが本来である次と違っております。申し訳ございません。修正のほうをよろしくお願いいたします。

それから、本日お配りしました資料でございますが、A3版を折りたたんだものが1枚、こちらは企画財政課のほうからの資料の追加でございます。

それと、A4版のものが1枚ございます。こちらは下水道課からの資料なんでございますが、先日お渡ししましたもののカラーのものと全く同じものであるということの話でありまして、カラー版が見にくいようなのでこちらのほうがよかったら御覧くださいということで頂戴をしております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（大橋昭太郎君） それでは、早速説明及び意見を求める事項、1）第2次美里町総合計画・美里町総合戦略（案）についてに入ります。

それでは、総務課長お願いいたします。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、御苦勞様でございます。本日もよろしくお願い申し上げます。

それでは、初めに第2次美里町総合計画・美里町総合戦略（案）について説明員を紹介させていただきます。企画財政課長の佐野でございます。

○企画財政課長（佐野 仁君） 佐野です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐々木義則君） 同じく、企画財政課課長補佐の高橋でございます。

○企画財政課課長補佐（高橋憲彦君） 高橋です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐々木義則君） 企画財政課政策係長の鎌田でございます。

○企画財政課政策係長（鎌田拓也君） 鎌田です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、早速企画財政課長より御説明を申し上げます。

○議長（大橋昭太郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐野 仁君） それでは、第2次美里町総合計画・総合戦略（案）につきまして御説明をさせていただきます。

最初に、これまでの取組の経過につきまして御説明をさせていただきます。

まず、昨年の7月に町の管理職からなります美里町総合戦略等策定委員会を設置しまして、第2次美里町総合計画・美里町総合戦略（案）の作成を開始しております。また、昨年の8月に住民意向調査を実施し、これらの意見を踏まえて原案を作成しております。その原案につきまして、美里町総合計画審議会条例に基づく美里町総合計画審議会を設置し、本年7月9日に町長から諮問を行い、総合計画審議会において審議いただいた後、9月23日に答申をいただいております。その答申を基に原案の見直しを行い、その原案について10月8日から11月6日までの30日間パブリックコメントを実施しております。いただいた御意見等につきまして、策定委員会等により再度原案の見直しを行い、本日その計画案を議員皆様に御報告を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

なお、総合計画の内容につきましては、政策係長の鎌田のほうから説明を申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大橋昭太郎君） 鎌田係長。

○企画財政課政策係長（鎌田拓也君） 企画財政課の鎌田です。よろしくお願いいたします。

私のほうから第2次美里町総合計画・美里町総合戦略（案）の内容について説明させていただきます。座って失礼いたします。

第2次美里町総合計画・美里町総合戦略（案）につきましては、現計画の基本理念、基本構想を継承する形で作成しております。ページに沿って変更点を中心に説明させていただきます。

まず初めに、目次になります。本計画は、現計画同様に初めに基本構想、基本計画及び資料編で構成しております。1 ページ目からの、はじめにを御覧ください。

まず、1、計画策定に当たってで、これまでの計画策定の経緯と計画の位置づけ、構成を記載しております。現計画では建設計画を継承する総合計画と、まち・ひと・しごと創生法に基づく総合戦略を一体的に作成しております。本計画では、この現計画を継承する形で第2次の計画を作成しているものです。

本計画の構成として、2 ページ目になりますが、2040年度を将来目標とする基本構想と5年間の取組である基本計画で構成しております。また、基本計画で示す政策、施策の下に単年度ごとの実施計画がぶら下がる形となっております。こちらは毎年度実施計画書及び主要な施策の成果でお示ししております。

次に、3 ページ目の2、基本理念になりますが、こちらは現計画から変わりございません。次に、3、目標年度と計画期間についてですが、こちら図で示していますとおり本計画は2021年度から2025年度までの5年間の計画を示す第2次の計画となっております。

次に、4、計画の推進ですが、こちらも現計画から変更はございません。住民との協働、組織内の連携、民間活力の活用により限られた資源で効率的・効果的な取組を進めるものです。

次の5、町のすがたですが、令和元年の10月に町の面積のほうが変更となっております。このため、町の面積のほうを変更しております。

また、4 ページ目に移りまして、2040年までの人口推計を示しております。こちらまだ今年の国勢調査の結果が公表されておきませんので、平成27年に実施された国勢調査に基づく推計で示しております。

併せて5 ページ目に本町の人口ピラミッドの変化を平成27年の国勢調査の実績図3で令和22年度の国勢調査の確報値に基づく推計、その下、図4に本町で示しております目標の人口をそれぞれ示しております。こちら図3で示す、つぼ型の人口ピラミッド、こちらを2040年には図4のとおり土台に厚みを増した形にできるように取り組んでいくものでございます。

続いて、6 ページ目の6、前計画の取組についてになります。こちらにつきましては、本計画で新たに追加した項目となっております。目標人口に対する現計画の5年間の状況ですが、2020年の国勢調査の人口が先ほど申し上げたとおりまだ公表されておきませんので、住民基本台帳の人口との比較になりますが、人口減少につきましては減少が進んでいるものの現在目標人口を上回る傾向で本町で推移しているところとなっております。こちらの要因といたしましては、合計特殊出生率については低いものの転入者の増加により人口減少を抑制できているも

のと考えております。今後も出産・子育て支援及び若者の移住・定住対策に向けた取組を継続していく必要がございます。

次に、7 ページ目の主要課題の解決に向けた取組の概要になります。こちらそれぞれイ、ロ、ハ、ニで示しております。こちらにつきましては、主な取組内容と今後求められる展開について記載しているところでございます。

続きまして、8 ページ目の住民意向調査の傾向についてですが、こちらにつきましては昨年度アンケート調査を実施しております。そしてその結果の満足度と重要度につきまして偏差を取りまして、そちらを基に前回との比較をしております。そちらの結果につきましても、(3)の中でイ、ロ、ハでお示ししております。こちらの傾向につきましては、前回の傾向と大きな変更、変化はございません。なお、住民意向調査の内容につきましては、本計画の資料編のほうにも掲載しております。

次に、7、主要課題になります。こちらにつきましては、その冒頭で団塊の世代が後期高齢者になる2025年問題について、また世界的な取組であるSDGsについて、また中学校の再編について記載しております。こういった状況も踏まえながらですが、引き続き令和22年度を見据え、4つの主要課題の解決に向けて取り組むこととしております。なお、(1)から(4)に示す4つの主要課題につきましては、現計画から変更はございません。

次に、9 ページ目の8、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえてですが、こちらにつきましては美里町総合計画審議会からの御指摘もありまして、新たに追加している項目となっております。その内容といたしましては、新型コロナウイルスの感染症の影響が様々な分野に及んでいる中で感染症予防、事業者の支援等に取り組んでいく必要があること、また新しい生活様式への対応、働き方が求められていることを記載しております。また、その収束が見えない中ではございますが、本基本計画に想定できる範囲で記載を加えるとともに、実施計画の中でその対応策を考慮して取り組んでいく旨を記載しております。

こちら10ページ目までが、はじめにの内容となっております。

続きまして、11ページ目からの基本構想になります。こちらにつきましては、2040年度を将来目標に、しかもその将来像及び目標人口を示しております。こちらの内容につきましては、現在の計画を継承する形にしておりまして、修正等をしておりません。

次に、12ページ目の2、将来目標の実現に向けた基本的方向になりますが、こちら4つの課題に対する基本的方向をイ、ロ、ハ、ニでお示ししております。こちらにつきましては、現在までの取組状況も踏まえながら内容のほうを一部修正をしております。

また、13ページ目の各分野における取組の基本的方向についてですが、こちらにつきまして総合計画審議会から町の組織体制に落とし込んだときに、12ページ目で示す4つから13ページ、14ページに示す5つに分かれるということで、その旨の理由と町の組織体制に落とし込んだときに5つに分かれるんだよといった旨が分かる記載を加えたほうがいいというような御指摘をいただきましたので、今回、(2)の下に加えております。また、本計画の基本計画において政策、施策体系の見直しを行っております。こちら現計画の生活環境とコミュニティーを統合する形にしておりまして、この変更に伴いまして13ページ目の2と14ページ目のホの記載内容について一部変更をしているところになっております。

次に、14ページ目の3、土地利用構想についてですが、こちらは現計画から変更はございません。ここまで15ページ目までが基本構想になっております。

続きまして、16ページ目からの基本計画になります。こちらにつきましては、5年間の具体的な取組、政策、施策について記載しております。

計画体系につきましては、16ページにも記載しておりますが、本日参考資料として配付させていただきました、このA3版の資料ですね、こちらのほうに統合による変更が主になりますが、先ほど申し上げたとおり基本構想の各分野における取組の基本的方向でも触れましたが、第4章、第5章での施策の組替えを行っております。こちらにつきましては、資料のほうA3版の資料のほうですけども、左側がまず現計画の体系、右側が第2次の計画体系となっておりますが、分野につきましては5つから5つということで変更ございません。施策についてですが、現在の計画では24ある政策について12の政策体系に変更しているということになります。

また、それに伴い施策につきましても45ある施策について、第2次計画では34の施策体系としているところでございます。

体系につきましては以上になりまして、17ページ以降の分野ごとの政策、施策につきましては、諸政策についての説明を中心にさせていただきたいというふうに思います。

まず第1章、17ページ目ですが、生涯を通して学び楽しむまちづくりにつきまして、こちら今回、ソフト・ハードの視点から教育の振興と教育環境の整備の2つの政策としております。政策1につきましては、3つの施策で構成しておりまして、基礎学力の向上、様々な分野で活躍できる多様な人材の育成及び生涯学習の充実に取り組むこととしております。

政策2につきましては、2つの施策で、学びのセーフティネットの構築、特に家庭への経済的支援、ICTを利活用するための基盤整備、学校施設等の整備に取り組むこととしております。なお、重点実施施策につきましては、施策1の学校教育の充実と施策5の教育を振興する

ための基盤整備としております。また、各施策の指標K P Iですが、こちらについては全て満足度としております。令和3年度に実施する調査結果を基準に、その満足度を高めていくといった目標設定としております。

次に、少し飛んでいただきまして30ページ目からの第2章になります。

こちらが、健やかで安心なまちづくりになります。こちらでは保健・医療の統合、高齢者福祉、地域福祉、障害者福祉の統合をそれぞれ行っておりまして、保険医療の充実、福祉の充実、子育て支援の充実の3つの政策としております。

まず、政策3につきましては、4つの施策で構成しておりまして、生涯を通して健康で過ごせるための取組、妊娠期からの切れ目のない保健対策、住民が適切な医療を受けることができる体制の確保に努めることとしております。

政策4につきましては、3つの施策で高齢者社会における地域福祉、高齢者福祉、また障害者が自立できる暮らしやすいまちづくりを目指す社会福祉に取り組むものとしております。

政策5につきましては、3つの施策からなっておりまして、保育幼児教育とその環境整備、保護者が子育てをしながら安心して働けるための支援、出産から子育てまでの切れ目のない支援に取り組んでまいります。

重点実施施策については、施策7、健やかな母子保健活動の推進、施策10、高齢者が安心して暮らすための対策、施策13、働きながら子育てする家族を支援するための対策及び施策14の子育てに不安な家族を支援するための対策としております。

また、各施策のK P I指標についてですが、それぞれの施策ごとに記載しておりますが、主に現在の支援体制等を維持していく内容としております。

また少し飛んでいただきまして、53ページ目からの第3章になります。

こちらが、力強い産業がいきづくまちづくりになります。

農業の振興と商工業・物産サービス業の振興の2つの政策としております。政策6につきましては、3つの施策からなり、生産性の向上、農業経営の体質強化を図るとともに、関係機関と連携し産地化及び法人化を推進するものです。また、農業の魅力向上、担い手の確保にも取り組んでいくこととしております。

政策7につきましては、2つの施策からなっております。事業者が経営資源を最大限に活用できるよう関係機関と連携し、あらゆる仕事を支援してまいります。また、事業者の商品開発、販路開拓を推進するとともに、地域資源を生かした観光施策に取り組むものとしております。こちら重点実施施策につきましては、施策16、担い手の確保と魅力ある農業の展開及び施策19

の商工業を振興するための対策としております。こちら各施策の指標につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響も懸念されるところではありますが、それぞれ維持増加を目標に設定しているところでございます。

次に、68ページ目からの第4章になります。

こちらが、くらしやすさを実感できるまちづくりについてとなります。生活安全の確保、生活環境の保全、住民活動の促進、平和行政の推進、この4つの政策になっております。なお、定住対策、住民活動、交流平和行政につきましては、現計画では第5章に含めておりましたが、本計画ではコミュニティーに係る政策という形で第4章のほうに変更しております。

個々の政策についてですが、政策8につきましては2つの施策で構成し、災害等に対する体制づくり、迅速かつ実効性のある避難所行動等の実施、平時における安全・安心な暮らしを守るための取組を進めることとしております。

政策9につきましては、6つの施策になりますが、こちら公園道路といった生活環境基盤の整備、排水対策、上下水道の整備、公共交通網の確立に取り組むとともに家庭ごみや温室効果ガスの排出抑制に取り組んでまいります。また、生活環境の保全、住環境の整備を通して若者の転出抑制、新たな定住につなげることであります。

政策10につきましては、3つの施策からなりまして、活気魅力のあるまちづくりを目指し地域内外、諸外国との交流推進、住民や各団体の活動について支援するものです。

政策11につきましては、平和行政の推進のみの政策構成としておりますが、平和を尊び戦争のない平和な社会の実現に努めることとしております。

なお、重点実施施策については、施策24の公共交通網を確立するための対策、施策28の定住化を促進するための対策としております。

施策の指標につきましては、こちら新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、新たに地域間交流、国際交流の施策についてオンラインでの会議等の実施回数という形で指標を追加しているところでございます。

最後に、94ページ目からの第5章になります。

こちら自立をめざすまちづくりとなっております。政策は健全な行財政運営のみとなります。こちらは先ほど第4章でも申し上げており、コミュニティーに係る政策を第4章に移動しておりますので、行財政のみの章立てとなっております。

施策については行財政運営の効率化を推進するための対策及び財政を健全化するための対策の2つとしております。

施策12につきましては、効率的な組織運営及び職員資質の向上に取り組むとともに、住民に分かりやすい行政情報の提供に努めてまいります。また、歳入の安定確保と歳出抑制、公共施設マネジメントや民間活力の導入を推進するとともに、将来を見据えた持続可能な自治体経営を目指すものとしております。なお、こちらにつきましては重点実施施策について特に設定はしておりません。また、各施策の指標につきましては、現状を加味しながら現状改善を図っていく目標としております。

次に、101ページ目からの重点実施施策になりますが、こちらにつきましては4つの主要課題に対応する形で掲載しております。こちら内容につきましては、それぞれの施策に掲載されたものを改めて取りまとめたものとなっております。

こちら108ページ目までが基本計画という形になっております。

最後に、109ページ目からが資料編になります。

こちらちょっと簡単に説明していきたいと思いますが、110ページ目にPDCAサイクルによる進行管理について記載しております。

次に、111ページ目から昨年実施した住民意向調査の概要について、そちらの結果につきましても掲載しております。

また、115ページ目からが住民意向調査及びパブリックコメントに関わる意見等について記載しております。こちらいただいた意見、住民意向調査の意見につきましては、各章立て別で御意見を掲載しております。

また、122ページ目からのパブリックコメントの実施内容につきましては、町の回答と合わせて一部抜粋した形で掲載しております。

次に、128ページ目からになりますが、こちらにつきましては主要な統計情報について記載しております。

あと134ページ目からは、各章別に関係する統計情報を全国、県、本町といった形で比較できるような形で可能な範囲で記載しております。

次に、138ページ目になります。こちらは、はじめにで触れましたがSDGs、国のほうでも推奨しております全世界的な取組ですがそちらの内容について記載しております。本計画におきましても、それぞれの各政策について関連する項目について紐づけを行っているところでございます。

続いて、140ページ目になります。こちらにつきましては、美里町総合計画審議会の開催内容についてこれまでの経過を記載しているところでございます。

次に、145ページ目。こちらにつきましては、総合計画等策定委員会、町の職員を中心に構成しておりますが、こちらのこれまでの経過について記載しております。

そして最後になりますが、150ページ目からは本計画における用語集という形で取りまとめております。

以上、本計画についての説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（大橋昭太郎君） ただいま説明をいただきました。皆さんのほうから意見、質問等何かありませんか。手島議員。

○6番（手島牧世君） 4点ほどお伺いしたいんですけれども、（「マイク」の声あり）入りました。4点ほどお伺いしたいと思います。初めに、まず目標に達成していなかった現政策関係なんですけれども、そちらのほうの政策や事業についてはどのように検証して対応されていたのか。また、どのような考え方で第2次の政策に至ったのかをお伺いします。

○議長（大橋昭太郎君） 鎌田係長。

○企画財政課政策係長（鎌田拓也君） ただいまの質問にお答えいたします。

現在のそれぞれの施策の目標の達成状況につきましては、現在の状況ですと50%にちょっと満たない形になっております。特に、今年度におきましては新型コロナウイルス感染症の影響もございまして、観光分野でありましたり、各施設の利用者数といったところで目標達成が難しくなっているような状況でございます。こちらの達成状況につきましては、美里町総合計画等策定委員会の中で達成状況も踏まえながら次期計画の目標値の見直しということで進めさせていただいたところでございます。

具体的にですと、それぞれの施策の目標値、こちらのほう達成状況も踏まえながらの数値の見直しであったり、あるいは目標の項目自体の見直しであったりというところで進めているところでございます。こちらにつきましては、総合計画審議会の委員の方からもコロナを踏まえた目標設定の見直しを図っていったほうがいいということで御意見もいただいておりますので、そちらも踏まえた目標の見直しのほうをさせていただいたところでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○6番（手島牧世君） 目標設定、指標の設定というのを変えていったというのはこれでも分かるんですけれども、ただ、今まで例えば人数だったり、そういったものが今度は満足度だったりというところになった場合に、今までその指標で何人とか何万人とかというのを目標にしていたところを、1回リセットかけて今回のスタートになっているのか。今まで例えばそこが達成できなかったとか、もう少しだったとか、超えているとか、いろいろな状況がありましたよ

ね。それっていうのは、何でしょう、例えば四十何%で終わっているところで、その後、何だろう、どう考えて今度の2次という形に入っていくのかなっていうところなんですけれども。

○議長（大橋昭太郎君） 高橋補佐。

○企画財政課課長補佐（高橋憲彦君） ただいまの質問にお答えいたしたいと思います。

お話のとおり、現計画では、例えば施設の利用者人数であったり、あとは数値目標ですね、具体的な数値目標を掲げていたというもの、ございました。ただ、先ほど鎌田のほうからもお話しさせていただいたとおり、計画策定委員会であったり、あとは審議会の中でも委員さんから御指摘ありまして、果たしてこの指標で妥当だったんだろうかというような振り返り、指標の振り返りというのもございました。達成しなかったものはもちろんございますが、もう一度見直したところ、指標はやっぱりこの指標ではちょっと妥当ではないというような判断もあって、今回指標を新たに設定しているというところでもございました。

もちろん、今までそういった指標を設定しておりましたので、今後はその総合計画ではその指標という形ではないんですが、それぞれ事務事業を行う担当部署においてはもちろんそれも1つの行動指標にはなり得ると思いますので、そういったものはこれからも引き続き見据えながら取り組んでいかなきゃないというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○6番（手島牧世君） 分かりました。ありがとうございます。

次なんですけれども、8ページにある住民意向調査の傾向というところからなんです、アンケートによるデータというのはほぼ前回と同じような回答ということでしたが、それをどのように捉えていって反映されたのか。例えば、重要度が高く満足度もともに高いというのであればいいんですけれども、重要度が高く、高いんだけど満足度が低い。特に、重要度、満足度ともに低いとか、そういったところではイ、ロ、ハと分かれているんですが、そちらのほうの傾向が変わっていないというところではどのように判断されたのかお願いします。

○議長（大橋昭太郎君） 鎌田係長。

○企画財政課政策係長（鎌田拓也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

それぞれの達成状況についてですが、8ページ目にまずお示ししているとおり、重要度、満足度ともに高いというところで生活安全、学校教育、子育て支援というふうになっております。こちらにつきましては、重要度も満足度も高いということで継続して取り組んでいくべきものというふうに捉えておりまして、現在の取組を引き続きしていくべきだと考えております。ま

た、口のほうの医療、雇用につきましては、重要度が高く満足度が低いということで、本来であれば、まず改善を図っていかなければならないところでございますが、なかなか医療、難しい部分もございますので、そちらにつきましては広域との連携を図りながら、引き続き医師の確保にも努めながら進めていくべきものだというふうに考えております。

また、雇用につきましては、こちらも社会情勢を受けるところが大きでございますので、近隣市町村や国の動向等、経済状況等も踏まえながら引き続き本町におきましても新しい仕事を支援しながら、新たな仕事を支援しながら雇用の確保に努めていくところでございます。

最後に、重要度、満足度ともに低い農業、商業、工業分野につきましては、なかなかやはりこちらにつきましても改善していくところが難しいところではございますが、引き続き取組のほうを進めてまいりまして観光や商業サービス、そういったところにも改善を図っていききたいというふうに考えております。

なお、直近の傾向といたしましては、前回と比較すると健全な行財政の重要度が高まっていたり、あるいは災害に対する部分での関心が高まっていたりというところも、傾向もございましたので、そちらにつきましても引き続き対応のほうをしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○6番（手島牧世君） 基本構想の中ですね。13ページになります。将来目標の実現に向けた基本的方向の中の（2）各分野における取組の基本的方向。その中のイ、教育・文化のところなんですけれども、例えばなんですけれども、この中にまず初めに、家庭教育、学校教育及び社会教育云々というところがあるんですけれども、こちらのほうが例えば、生涯学習とか最初の第1章のほうの生涯を通して学び楽しむまちづくりの中で、例えばこの家庭教育というところがどこに反映されていくのかがちょっと読み取れなかったんですね。そういったところで、この関連性というか、全体的なんですけれども、重点、重要項目との関連とかもあるかと思うんですけれども、これだけではちょっと読み取れないんですけれども、ただ文章の中で最初にそういったところに入ってきているところで、この計画の中に家庭教育という言葉がちょっと私、すみません、よく把握できなかったんですけれども、どういうふうに見ていったらいいのか教えていただければと思います。

○議長（大橋昭太郎君） 鎌田係長。

○企画財政課政策係長（鎌田拓也君） ただいまの家庭教育につきまして説明させていただきます。

す。

こちらにつきましては、第1章施策1のページで言いますと21ページ目になりますが、こちらの施策の展開の一番最後になります。家庭・学校・地域がそれぞれの役割を果たし、相互に連携・協力することで家庭及び地域における教育の向上を図りますと。また、学校教育を一層充実するために学校と地域の住民が一体となって取り組んでいく地域社会の形成に努めますということで、こちらのほう記載させていただいているところでございます。なかなかやはり、学力の向上というところで学校だけ、行政だけでの向上というのが難しい状況にありますので、家庭教育との連携も図りながら全体を高めていくということで掲載しているところになります。

以上でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○6番（手島牧世君） 家庭・学校・地域といったときの家庭という捉え方と、家庭・教育といったところでの支援体制を整えていくっていったところでちょっと違うのかなと思ったので、主な取組の中にもちょっと入ってきていないのかなと思ったので、その辺は何でしょう、整合性というところをどのように図っていくのか。お願いします。

○議長（大橋昭太郎君） 高橋補佐。

○企画財政課課長補佐（高橋憲彦君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

ただいま鎌田のほうから説明させていただいたのは、教育の振興の部分でございましたが、この計画の全ての部分に関わるんですが、つくりといたしましては現状と課題を把握させていただいて、施策の展開、今後のですね、そういったものを表現させていただいた後に、行政側が主体的に取り組むものとして④という形で施策の主要な取組というふうに記載させていただいております。

先ほど、鎌田が説明させていただいたとおり、行政だけでできるようなものでもないというものにつきましては、もちろん家庭であったり、地域であったり、民間の事業所であったり、そういったところにも御協力をいただきながら、この施策を展開していかなくはないというような状況にあるものが多々ございます。先程お話いただいた家庭教育につきましても、そういった行政だけではなくて、地域の方々に御協力いただかなければならないことがありますので、そういったところは先ほど御指摘あったとおり、④の施策の主要な取組の部分には明文化されていないという部分もございますので、御了承いただきたいと思います。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員、みんな待っているから。

○6番（手島牧世君） すみません、最後にします。

重点施策に関してです。101ページ。こちらのほうはどのようにして指定というか設定、選定されたのかお伺いします。

○議長（大橋昭太郎君） 鎌田係長。

○企画財政課政策係長（鎌田拓也君） 101ページ目の重点実施施策についてお答えいたします。

こちらにつきましては、今回、施策体系の統廃合等により見直しを行っている関係もございまして、総合計画等策定委員会の中で各課の意見も聞きながら見直しを図っていたところでございます。大きくは現計画の重点実施施策を引き続き重点実施施策として引き継ぐものでございますが、中には重点実施施策とせずに、常時取り組むべき施策であるということで外しているものも今回ございます。

以上でございます。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。吉田眞悦議員。

○1番（吉田眞悦君） 基本的なことだけ2点ほどお願いします。

まず1つ目なんですけれども、これは前計画、合併して15年、今度は16年目からの計画ということになりますけれども、基本的には継承していくという、前計画をね、そういうことありますけれども。これ見ますと、中学校の建設とか、あとは産業活性化、産業振興の部分では活性化施設の整備もうたっています。そのほかに、今の産業建設常任委員会でやっておりますけれども、各施設等のインフラも含めながらの今後の維持管理、そういったかなりの高額な部分というのが当然入ってきます。

それで、この計画に伴って新年度予算からの計画ですからですけれども、まず財政計画がどのようにになっているかというのは一番ちょっと気がかりなんでね。そのところをまず、今後議会のほうにも示していただけるんだとは思っておりますが、どの程度のその財政計画をつくられてというか、今、最中なんだかもしれませんが、その計画についてちょっとお知らせ願いたいと。まずそれが1つ。

○議長（大橋昭太郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐野 仁君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

財政計画につきましては、現在、第3次の美里町の財政健全化計画、こちらが最終年度となっております。本来であれば令和3年度から新しい第4次の財政健全化計画、こちらを作成し議員皆様にお示しするところでございますが、本総合計画の10ページにも記載しておるとおり、新型コロナウイルス感染症の影響が全世界的に経済的にも影響を及ぼしているところでございます。現在、令和3年度予算編成のほう作成に入っているんですけれども、やはり町税を

はじめとしまして国、県の交付金関係、こちらにつきましてもかなりの落ち込みが想定されております。現在の建設計画の推計の方法としまして過去の決算の傾向等を基準値としまして、将来のほうの推計値を作成するものなんですけれども、この基準点となるところがこれまでの決算が参考となるのでちょっと難しいのかなという現在の状況でございます。こちらのほうです、令和3年度の予算編成をしっかりと作成した後、その基準点を基に今後の財政計画、第4次の財政健全化計画のほうを作成したいということで、現在の作業を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 吉田眞悦議員。

○1番（吉田眞悦君） 確かに、コロナ感染症の関係もあるとは思いますが、今後どうなっていくかはちょっとね、今までに経験のないようなことも含めながらということもあるかと思いますが、これも結局は総合計画、総合戦略、我が町の屋台骨、本当の一番大事な部分、そこからいろんなものの計画がいっぱいあります。その根本となるものですから、結局はそれに伴ってのやはり財政というのが当然つきまとうのが当然のことであって、それがなければできないことですから。じゃあ、逆にお聞きします。その新たな計画にのっとってといいますか、それに向かつての財政計画はいつ頃示されますか。予定、あくまで予定でしょうけれども、これから新年度予算の編成とかいろいろ大変な時期、いろんなことがあるかとは思いますが、今後のその財政計画等の指標を出せるというのはいつ頃になるか、まず。

○議長（大橋昭太郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐野 仁君） お答えいたします。

現在のところの見通しでございますけれども、まず令和3年度の予算編成終了後に、その推計値を固めまして来年度の早い時期を目指して作成のほうを取り組みたいと思っております。その作成が終わりましたら、できるだけ早く議員の皆さんにもお示ししたいと考えておりますので、御了承のほうをお願いしたいと思います。

○議長（大橋昭太郎君） 吉田議員。

○1番（吉田眞悦君） できるだけ早くに示していただきたいというふうに思いますので、お願いしたいと思います。

あともう一つ、住民からのいろんな意見の聴取がされたようでありますけれども、意向調査については当然この計画の前に行って、それらを反映できるものはしているかと思います。ただ、パブリックコメントの関係でお聞きします。3人の方から88件ものパブリックコメントが

寄せられて、一部が抜粋で載っておりますけれども、このパブリックコメントでよこされた、出された意見を反映した部分というのは、まずありますか。もしあるとすれば、どこの部分ですかですね、そのところをお知らせ願いたいと思います。

○議長（大橋昭太郎君） 鎌田係長。

○企画財政課政策係長（鎌田拓也君） 反映されたものにつきましては、3つの意見に対して今回総合計画のほうで反映させていただいております。具体的なところにつきましては、まず1点目といたしましては、新中学校の建設の関係で建設後のまちづくりについて、町としては考えていけないのかというところの御意見いただいております。こちらにつきましては、8ページ目の7の主要課題のところになりますが、そちらの意見を踏まえまして、こちらの主要課題の冒頭の4行目になりますが、本町においては以降のこの再編後の新たなまちづくりの検討についてということで記載させていただいております。

また、同様の意見につきまして、第4章になりますが、85ページ目の施策28の定住化を促進するための対策、こちらのほうの②の施策を取り巻く現状と課題のところですが、そちらの一番下の項目のところ中学校の再編が予定されていることでまちづくりに対する検討ということに加えております。

また、同様に86ページ目の④の施策の主要な取組、こちらにつきましても一番下のところに中学校再編後の地域づくり、まちづくりの検討ということで追加させていただいております。

次に、2つ目の御意見ということで、こちらにつきましては広報、広聴に関する部分で住民の意見について制度化していないというところで御意見いただいております。そちらが96ページ目の第5章の施策33の行政運営の効率化を推進するための対策になりますが、そちらの中の②の部分、96ページ目ですと下から2つ目ですね、こちら住民の多様なニーズに対応していくためにということで、住民から寄せられた要望等を施策及び事業に反映する仕組みを見直す必要がありますということで修正させていただいているところでございます。すみません、ここですけれども政策となっていたところを施策及び事業ということで修正しておりますので、これに関係する部分、③、④について政策と使っていた部分を施策及び事業のほうに合わせて修正させていただいているところでございます。

最後に、3つ目になります。こちらにつきましては、住民満足度に対する御意見になります。こちらにつきましては、112ページ目になります。当初、住民満足度につきましては重要度と満足度の偏差でお示ししておりました。しかし、御意見から満足度については平均点で比較しないと前年度からのどのように変化しているのか分からないということを御指摘いただきました

ので、112ページ目に新たに満足度の平均点の表を追加した形としております。修正点につきましては、以上になります。

○議長（大橋昭太郎君） 吉田議員。

○1番（吉田眞悦君） そういう意見を取り入れたということでしょうから、ただ、ちょっと今のお話聞いていて、結局、新中学校の関係、これももちろんまだ先の話ですけれども当然計画内の話ですので、それについての新たなまちづくりといいますか、そういうことについては当然最初から考えてなくてそういうなったということによろしいんですか。そこのところもう一度。

○議長（大橋昭太郎君） 高橋補佐。

○企画財政課課長補佐（高橋憲彦君） すみません。ただいまの御指摘のとおり、町としては当初のこの計画案には記載がなかったというだけで、もちろんやるべきことということで認識しておったものでございます。それについて記載がなかった部分が御指摘いただいたというところではございましたので、追加させていただいたというようなことでございます。（「分かりました、終わります」の声あり）

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。山岸三男議員。

○9番（山岸三男君） 私からは、69ページ。第4章政策9、生活環境の保全ということで、そこから発生している76ページにあります施策の23、そこで施策の目的は、快適な生活環境を整備します。②に施策を取り巻く現状と課題で7項目、現状と課題あります。これは、全部対応し切れていません。課題となっています。課題です。課題となっています。利用者の数多くなっております。検討が必要です。管理することが必要ですと7項目にわたって現状の課題をここに分析されてありますけれども、私は一番これが非常に大切な部分かなって私、いつも感じています。いわゆる道路整備とか、そういうのが各行政区さんからいっぱい要望書があって、何年も放置のままで対応し切れていないっていう現状がございます。このことを課題として、もちろん分かっているからこそ施策に入れて目的として生活環境を整備しますとうたってございます。であれば、これをある程度優先課題として進めていかなければならないと思うんですが、当然予算が伴うことですから、5年、一応これ5年間の計画ですよね。その5年後でこれの7つの課題をどの程度目標達成といいますか整理できるかっていうことをどのように考えていますか。

○議長（大橋昭太郎君） コロナの感染防止のために、ここで暫時休憩いたします。

午後3時03分 休憩

午後3時09分 再開

○議長（大橋昭太郎君） 再開いたします。

答弁をお願いします。鎌田係長。

○企画財政課政策係長（鎌田拓也君） 休憩いただきありがとうございます。ただいまの御質問にお答えいたします。

道路等の修繕につきましてですけれども、こちら財政健全化計画の中で重要な取組としておりますが、こちらにつきましては財源を加味しながらではございますが優先順位を見極めながら引き続き取り組んでいきたいと考えております。

また、目標につきましては現在、施策23の中で3つの目標ということで設定しておりますが、こちらにつきましても財源確保に努めながら少しでも道路等も含めまして対応、修繕を高めていけるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 山岸議員。

○9番（山岸三男君） 答弁は立派でございます。そのとおりです。それでできると思います。

とにかく、課題は十二分御理解されていると思うので、私たちもそういう意味では課題を分かっていますので、ただ、この5年間の計画ですから、この5年以内に55億円の新中学校ができますので、そのときに積極的な財政出動が難しいという内容にもなっていますよね。その中でどれだけ財政的に予算化できるのかどうかというのは私は非常に疑問といいますか、危惧しております。そういうことも当然、今答弁されたようにしっかり取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（大橋昭太郎君） 千葉議員。

○14番（千葉一男君） 計画ですので、ちょっとお伺いしたいことは、計画はヒト、モノ、カネ。

ヒト、モノ、カネがですね、制度のいいところで決定とは言わないけれども、これがきちっとしないと土台ですから、全部ぐらぐら狂っちゃいます。だから計画はここでどうこう言ってもどうにもならないだろうというふうに思っています。これは私がね。しかし、10年先の構想については、私がこの仕事を始めてからの社会の変わり方、そういうのを見るともう全然予測のできないような変化をしているように私は受け止めております。これからは、これから10年後って言ったらもっと変化が激しいんじゃないかというふうに思います。そこで、この構想に対する考え方、聞いているとほとんど従来のやつを踏襲しているように聞こえたので、どう

いうふうに構想の中にこれから先の変化を予測しながら埋め込んでいるのか。これが1つ。

それから、ヒト、モノ、カネがないと計画が立たないということは、人は人口が減少しています。それから生産人口がどんどん減っています。子供が生まれません。そのためにどういうふうにしてモノを、この財政を確保していくかという考え方が、この構想の中に幾らかでも反映させているのか。ヒト、モノ、カネ。金の配分、ここでの金はそんなに増えるわけがないと思います。国のほうも、これは水物みたいなものですが、配分が基本的には増える数がないんじゃないかというふうに心配をしています。そういうふうな予測の中で、この構想についてそれを補うために、この町はどういう努力をしていくという考え方をこの中に埋められているのか、それをちょっと、つくる上で注意したことを教えてください。いいです、何もやっていないんだったらやっていないでいいんだけど。

○議長（大橋昭太郎君） 鎌田係長。

○企画財政課政策係長（鎌田拓也君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、基本構想についてでございますが、こちらの2040年、年度を見据えた中での目標設定となっております。議員さんおっしゃるとおり確かなになかなか社会情勢も変動が大きいところで、10年、20年というところでどうなるかっていうところは確かにございますが、現在の計画が策定して5年目というところで、政策については外部の宮城大学の先生方から政策評価委員会の中でも、こちらの主要課題等について御意見等いただいている中で、こちらの目標については引き続き取り組んでいくべきものであるというふうに考えるといった御意見もいただいております。また、目標人口につきましても、現在は自然的要因にはちょっと届いていないところはありますが、社会的要因のところではカバーできているというところになっております。新型コロナの影響もございますが、今回見直した結果、引き続きこの目標に向けて取り組んでいくということではしているところでございます。

続きまして、ヒト、カネ、モノの金の部分ですが、こちらにつきましては第5章の部分でその財源の確保ということで述べさせていただいております。こちらにつきましては、当然自主財源としてふるさと納税であったりとか、あるいは民間活力の活用であったり、そういった面も含めまして財源の確保に努めるとともに、抑制にも努めてまいるというところで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 千葉議員。

○14番（千葉一男君） 大変苦しい、回答が苦しいんだろうと思いますけれども、やっぱり構想

のところは、町長もう4年しか任期がないものですから10年先のことまでの構想はつくれないんだらうというふうには私は思います。しかし、これから人が足りなくなるというのは間違いないんだらうと。そうすると、我々町の独自にはどういう努力をしていくかと方向は出せると思うんです。方向は。それから金の問題についても、やっぱりどういう考えで財政を確保していくか。そのときに出費をしない、できるだけ少なくするというのをね、1つの考え方の中に入れておかないと、10年先のことの中では成長というよりもこのところ見ていたら成長率見ても1%前後、少しぐらいしか世界全体でも。前は20だの30だのという成長率があったわけですよ。だからそういう中で、その経過を見ると大きく上がるなんていうことはまず考えられない。町としてはこの財政に対してはこういうことに重点的に取り組んでいきたいというような考え方、そういうものは検討されたのかどうかということをお尋ねします。

○議長（大橋昭太郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐野 仁君） お答えいたします。

財政の件でございますけれども、本計画につきましては第5章自立を目指すまちづくりという中で検討を進めております。この中では、歳入の安定確保と歳出の抑制に取り組むということで、特にページで言いますと98ページに施策34ということで、財政を健全化するための対策、こちらのほうで検討を進めております。そこで施策を取り巻く現状と課題を取りまとめまして、施策の展開として自主財源の確保と歳出の抑制に取り組みます。あるいは、先ほどもありましたふるさと応援寄附金事業による自主財源の確保等と検討しまして、主要な取組としまして100ページにあります④の施策の主要な取組、こちらはしっかりと取り組みながら、議員今お話あったとおり、歳入の確保と歳出の抑制について努めてまいりたいと、この5年間努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 福田議員。

○13番（福田淑子君） これまでと違う、第2次と全く今まで違うというのは、コロナの影響でいろんな分野にわたって影響あるのかなと思うんですけれども、その辺はどのようにこの政策に、どの部分に、どのようになっているのがお伺いします。

○議長（大橋昭太郎君） 鎌田係長。

○企画財政課政策係長（鎌田拓也君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症につきましては、はじめにの9ページ目のところで書かせていただきましたが、その収束が見えない中で可能な範囲で書かせていただいているところで

ございます。具体的な記載内容につきましては、32ページ目の第2章の政策3の施策6になりますが、こちらの②の一番下のところにまず、未知の感染症に対して今後も発生が予想されることから非常時における防疫体制を整え、物資等を備える必要がありますということで、こちらに対する対策について書かせていただいております。

また、55ページ目、第3章の政策6の施策16になりますが、こちらの②に現状と課題ということで、下から3つ目になりますが農業生産についてもコロナの影響が出ていること、また外出自粛等によって外食の機会が縮小し加工・業務用の野菜等にも影響が出ていることで書かせていただいております。

これに対して57ページ目になりますが、③の展開の中の一番最後になりますが、コロナウイルス感染症や自然災害など環境変化に対応し事業の継続を支援するということで記載しております。

また、続いて59ページ目、施策17の畜産経営になりますが、こちらにつきましても⑤の施策の指標の中で新型コロナウイルスの感染症の影響が懸念される中ではございますが、飼養頭数を維持していくということで目標のほうを設定しているところでございます。

続きまして、63ページ目、施策19商工業を振興するための対策になりますが、こちらにつきましても②の現状と課題の一番最後になりますが、こちらにつきましても影響を受けている事業者に対して事業継続対策としての取組、また飲食店等に対する消費喚起の支援をしていますということで書かせていただいております。

また、72ページ目の施策21の安全、安心な防災に関してですが、こちら③の施策展開の一番最後に、すみません、②の一番最後に、感染等の流行時における複合災害の発生に備えた対策が求められますということで、その下の③の一番下になりますが、衛生対策など複合災害の発生に備えた取組を進めるとしているところでございます。

主な反映箇所につきましては、以上になります。

○議長（大橋昭太郎君） 福田議員。

○13番（福田淑子君） 学校教育については、コロナの影響をかなり子供たちに、学習に影響来ていると思うんですけども、それが書いていないので、今のは分かりました。学校教育については、その辺はどのように協議されて、書かなかったとしても協議されてどこにこのように計画として入っていくのかなっていうのがちょっと分からなかったものですから。

○議長（大橋昭太郎君） 鎌田係長。

○企画財政課政策係長（鎌田拓也君） ただいま質問にお答えいたします。

学校教育につきましては28ページ目に、28、29ページ目になりますが、I C T教育に関する部分でタブレット等の端末の設置、こちらにつきましても密であったりとか、家庭での学習というところにつながってまいりますので、こちらのところで環境整備ということで記載させていただいているところでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 福田議員。

○13番（福田淑子君） I C Tは違うでしょう。コロナ対策でどのように、学校教育に対してコロナ対策をどのようにしていくかというのが私は大事な問題だと思うので、その辺もう一度考えていただいて、やっぱり文章化がすべきだと思うので、ほかの施策は書いてあるんですけども学校教育に関してはI C Tではないと思うんですよ、目的違いますから、まだ。その辺やっぱりきちっと記すべきじゃないかと思います。意見です。

○議長（大橋昭太郎君） 大体出尽くしたかと思いますが、総務課長。議決事項はこの中の基本構想についてですね。その辺しっかり皆さんのほうに。

○総務課長（佐々木義則君） 今回、12月会議のほうで、この総合計画の基本構想の部分について議決をいただくという、審議いただくということになっております。この後、本日お渡ししております部分の11ページから15ページまでの部分が今回の議会の議決として、議案として提出する部分になりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大橋昭太郎君） この点に関して、よろしいですね。（「はい」の声あり）

○議長（大橋昭太郎君） 平吹議員。

○5番（平吹俊雄君） すみません、ちょっとだけ。111ページですけれども、意向調査の件なんです、職業別ですけれども、人数ですけれども、会社員・公務員・団体職員360名、それからパート・アルバイトで111名、ずうっと下がって無職245人ということなんです、過去にもやはりこのパートなり無職というのはこのくらいの数字があったのか、その辺分かりますか。

○議長（大橋昭太郎君） 鎌田係長。

○企画財政課政策係長（鎌田拓也君） ただいまの御質問にお答えいたします。

こちら前回の調査結果になりますが、前回ですと会社員・公務員・団体職員ということで363人、パート・アルバイトということで137人という形になっております。無職につきましては252人ということで、大体前回と同様の人数で……。

○5番（平吹俊雄君） それでこの無職ということなんです、この総合計画にはちょっと関係ないのかも分かりませんが、この辺はどのように捉えていましたか。要するに、前回も250人无職だということです。いわゆる20%以上の方が無職だよと。この町全体がね。そのこと

については、これには反映はしていないのか、その辺ちょっと。

○議長（大橋昭太郎君） 高橋補佐。

○企画財政課課長補佐（高橋憲彦君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

ここで言う無職の中には、高齢者等が含まれるというふうに思われますので、高齢者の割合からしても21.8というような数字、今回ですと21.8%、前回ですと21.8%、同じような人数ということになっておりますので、今回の調査においても高齢者がこの無職の中には相当数含まれているというふうにこちらのほうでは分析しております。

以上です。

○議長（大橋昭太郎君） よろしいですね。（「はい」の声あり）

それでは、次に入りたいと思いますので暫時休憩いたします。

午後 3 時 2 9 分 休憩

午後 3 時 3 2 分 再開

○議長（大橋昭太郎君） 再開いたします。

それでは、次に 2) 下水道事業会計に係る消費税及び地方消費税の訂正についてに入ります。

総務課長お願いします。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、引き続きまして下水道事業会計に係る消費税及び地方消費税の訂正について説明員を紹介させていただきます。

下水道課課長の櫻井でございます。

○下水道課長（櫻井純一郎君） 櫻井です。よろしくお願いします。

○総務課長（佐々木義則君） 同じく下水道課総務係長の笹川でございます。

○下水道課総務係長（笹川智哉君） 笹川です。よろしくお願いします。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、下水道課長より御説明を申し上げます。

○議長（大橋昭太郎君） 下水道課長。

○下水道課長（櫻井純一郎君） それでは、お渡ししました下水道事業会計に係る消費税及び地方消費税の訂正についての資料に沿いまして説明させていただきます。

初めに、1 番目の概要でございます。

下水道事業会計におきまして、令和元年度分の消費税及び地方消費税の納付額の算定に当たりまして誤りがあり、371万1,200円が国から町に多く還付されていることが判明いたしました。町では今後、早急に修正申告を行いまして過大に受け取っておりました額に延滞税を加算いた

しまして国に納付することとしております。

一番左側が当初受け取っていた還付額で1,626万8,663円を受け取っていましたが、正しくは②の1,255万7,402円の還付が正しい受取額となりまして、返納額が①引く②で371万1,200円となります。納付額につきましては、100円未満を切り捨てしております。そして、延滞税が試算として12月31日時点での試算で余裕をもって計算いたしまして、2.6%で計算しまして4万8,642円となります。これに、発覚につきましては、決算後に下水道会計について検証をしていましたところ、消費税の特定収入の計算に誤りがあったことを確認しまして、町のほうで確認した次第でございます。

次に、2番目の誤った算定の内容でございます。国庫補助金、一般会計の繰入金を特定収入と呼びますが、特定収入に係る課税仕入れ等の税額を算出する際に、令和元年度におきまして年度途中に、10月に消費税率が改正となったことから消費税率8%に係る特定収入と消費税率10%に特定収入を仕分けて算定する必要がございました。町では消費税申告の業務を税理士に委託をお願いしているところでございますが、税理士のほうに税率ごとに特定収入の額を仕分けて資料を提出していましたが、税理士のほうでその資料の確認を失念してしまったことによるものでございます。

このことによりまして、消費税率10%で算定すべき一部の特定収入に係る課税仕入れ等の税額を8%の低い税率で算定したために大きく還付を受けてしまったものでございます。

参考まで、消費税の納付税額の計算方法にお示しをしているところでございます。消費税額の納付税額の計算につきましては、課税売上に係る消費税額から課税仕入れに係る消費税額、いわゆる仕入控除税額になります。これを控除して算出するところになりますが、一方で、地方公共団体につきましては国庫補助金、一般会計繰入金などの対価性のない収入、これを特定収入と言いますが、この特定収入によって恒常的に課税仕入れの一部が賄われておりまして、仕入控除税額につきましては特定収入に賄われる課税仕入れに係る消費税に相当する金額、いわゆる特定収入に係る課税仕入れなどの税額を控除の対象から除外することになっております。

図式のほうで、今回誤ったところというのは、右側の仕入控除税額の下にあります特定収入に係る課税仕入れ等の税額で8%と10%に仕分けしているんですけれども、8%のほうに大きく仕分けをしてございました。そのために大きく還付を受けたというようなことでございます。

それで、私たちのほうも税理士さんのほうに事実確認をするということで、税理士さんのほうに来ていただきまして確認したところ、誤って8%のほうに特定収入を仮置きをしてしまいまして、それを振り分けすることを失念してしまったというような内容でございました。

また、各町に確認をすることにしておりましたが、美里町についてその確認を忘れたというようなことでの事実の確認をしたところ、そのような誤りの内容はそのようなことでございました。

今後の予定でございますが、3番目でございます。

税務署のほうに修正申告を11月30日までに提出してまいりまして、消費税及び地方消費税の不足額を納付してまいります。

(2) で修正申告で納付する費用、消費税及び地方消費税の不足額、そして延滞税につきましては、12月会議のほうに補正予算として提出してまいります。

(3) 番目で、議会議決後に延滞税を納付いたしまして、消費税申告の業務を委託している税理士のほうに延滞税の相当額を請求してまいります。

説明は以上でございます。

○議長（大橋昭太郎君） ただいま説明をいただきました。

皆さんのほうから意見、質問等何かありませんか。よろしいですか。

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

○10番（柳田政喜君） すみません、1点だけ確認させてください。

今回、今後の予定の(3)番のほうで、税理士に延滞税相当額を請求するということですが、こういう町に対しての損害を与えてしまった場合、こういう委託しているところには全額請求するという形で行っているのか、それとも金額に合わせて請求するのか。今回ある程度、支払い可能な金額ですけれども、場合によっては高額になる場合もありますよね。その場合、どのような形になるのかちょっと教えてもらってよろしいですか。

○議長（大橋昭太郎君） 笹川係長。

○下水道課総務係長（笹川智哉君） 基本的には、全額請求することとしております。

○10番（柳田政喜君） 下水道課のみならず、町のほうとしてもいろいろ業務を委託していますが、そういう場合も高額になると思うんですけれども、そういう場合どのような形になるのか教えてください。

○議長（大橋昭太郎君） 副町長。

○副町長（須田政好君） 今回は委託している業務の中で、受託された税理士さんの誤りでございますので、その誤りによって発生した延滞税については全額請求するのが町の考えでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

○10番（柳田政喜君） すみません。だから今回の件はそうですけれども、ほかにも町のほうでも委託している業務はいっぱいあると思います。その中で、もっと高額になった場合も同じように請求するという形でよろしいんですねということです。

○議長（大橋昭太郎君） 副町長。

○副町長（須田政好君） はい、そのとおりです。相手方に過失によって生じた町の損害については、全額請求するという考えです。

○議長（大橋昭太郎君） 山岸議員。

○9番（山岸三男君） 相当額をすることは当然だと思いますが、ただ、そういう失念した業者さんですね、一応、その方に関してはこれで終わりなのか、今日の新聞にも載っていましたが、その業者のいわゆる指名停止だとかなんとかっていう、そういうことはないんでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 副町長。

○副町長（須田政好君） 今回、業者さんのほうにおいでいただきまして検証したところ、確かに誤りがあったということで、町からも嚴重に注意はしてございます。それと併せまして、業者といたしますか、税理士さんのほうからおわびの文書をいただいております。その後、速やかに正しい計算をもう一度していただきまして、町で行った計算と同じであるということで、次の手続までそれぞれスムーズにやっていただきました。それで、延滞税についても当然税理士さんがお支払いするというので合意をしておりますので、特にこれ以外の大きな損害は町としては生じてございませんので、今回についてはおわびの文書をいただいてそれで終わりにしたいと考えてございます。

○議長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）それでは、御苦労さまでした。

次に、3）町長及び議会議員選挙における選挙運動の公費負担についてに入ります。

それでは、総務課長お願いいたします。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、3点目の町長及び議会議員選挙における選挙運動の公費負担について御説明申し上げます。

冒頭、町長の挨拶にもございましたが、町村の選挙における立候補に係る環境改善といったことで、今回、公職選挙法が6月12日に公布され見直されまして、これまで県及び市においては公費負担になっておりましたが、それが町でも同様に選挙公営が拡大されるという形になりました。こちら選挙公営については公職選挙法、間もなくというか12月12日から施行されるといった形になっております。

今回は、それに公職選挙法で変わった部分、さらにはそれに伴いまして選挙公営の部分は町で条例で定めるといったことになっておりますので、今回、その内容を御説明申し上げまして、今12月会議のほうにその条例を提案させていただきたいというスケジュールで現在考えているところでございますので、よろしくお願いいたします。

詳細につきましては、担当のほうの文書法令係長の森のほうから御説明を申し上げます。

○議長（大橋昭太郎君） 森係長。

○総務課文書法令係長（森 陽祐君） 総務課の森と申します。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。資料については、A4両面の1枚物になります。

初めに、大きな1点目。公職選挙法の改正内容について、御説明いたします。

今回の改正の柱は、町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大。町村議会議員選挙におけるビラ頒布の解禁。町村議会議員選挙における供託金制度の導入の3つでございます。

初めに、大きな1点目。初めに、町村議会議員選挙及び町長選挙における選挙公営の拡大について御説明いたします。

資料に記載いたしましたとおり、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、同じくポスターの作成、この3点について条例で定めることにより、その費用を公費負担することができるとされました。市においては既に実施されておりまして、今回町村に拡大されたというものでございます。本町においてもこの制度を導入するため、先ほど総務課長が説明しましたとおり条例を定める予定でございます。詳細については、後ほど御説明いたします。

次に、（2）のビラの頒布の解禁でございます。町長選挙については、既にビラの頒布が認められておりましたが、これを議員選挙においても解禁するというものでございます。頒布するビラの上限枚数は1,600枚という内容でございます。

次に、（3）の供託金制度の導入でございます。議員選挙に選挙公営制度が導入されることに伴って供託金制度も併せて導入されることとなりました。金額については15万円ということで、これが公職選挙法に規定された金額になります。供託金の没収点については、市の議員選挙と同様ということになります。計算式については、有効投票総数を議員の定数16人で割って、それをさらに10で割った票数になります。参考までに平成30年に執行されました議員選挙に当てはめると、没収点については70.84票ということになります。

最後に、この法律の施行日ですが、先ほど申し上げましたとおり令和2年12月12日ということになっております。

次に、大きな2点目。選挙運動の公費負担について条例で定める公費負担の内容上限額を御説明いたします。

この計算方法、単価を表のほうにまとめてございます。これにつきましては、国政選挙の場合について定める公職選挙法施行令を参考にしたものでございます。

まず、1点目の選挙運動用自動車の使用については、ハイヤー方式、自動車の借入れ、燃料代、運転手の雇用という4つの方式がございまして、ハイヤー方式については、下の3つのものを全て含んだ、いわゆるタクシー会社さんとのハイヤー方式による契約というものでございます。日額6万4,500円に選挙運動の期間5日に乗じた金額が上限額となります。同様に、自動車の借入れ、燃料代、運転手の雇用にもそれぞれ日額単価があり、それに選挙運動の日数を掛けた金額が上限額となります。なお、この自動車の借入れ、燃料代、運転手の雇用については、それぞれ単独で実施しても、これを組み合わせて実施してもよいというふうなことでございまして、いずれの場合も、対象となる車は1台ということになっております。

次に、選挙運動用ビラの作成でございまして、町長選挙、議員選挙で単価は共通、1枚当たりの単価が共通で7円51銭となっております、これに配布枚数を掛けたものが上限額となります。

次に、選挙運動用ポスターの作成についてです。まず、単価が525円6銭という単価がございまして、これにポスター掲示場の数、本町の場合は123でございまして、これを掛けるという。そこに15万5,250円、これがいわゆるポスターのデザイン等を含めた企画費に相当するものですが、これを加えます。それをさらに、またポスターの掲示場の数123で割って出た金額を、1円未満の端数を切り上げて1,788円、これが1枚当たりの単価になります。これに、さらにポスター掲示場の数123を掛けた金額21万9,924円が上限額となります。なお、これらの単価については、このうちポスターの企画費15万5,250円については、下の米印であるとおりの公職選挙法の場合ですと31万500円となっております。これについては、地方公共団体の規模や財政状況に応じて定めることができるとされてございまして、近隣の自治体の状況や過去の選挙における実績等を勘案し、施行令の半額の15万5,250円といたしました。

次に、裏面をお開きください。

参考までに、この選挙公営制度を導入した場合における本町の財政上の影響額を試算しております。試算方法については、自動車についてはハイヤー方式があまり見込まれないと考えられることから自動車の借入れ、燃料代、運転手の雇用の合計額の上限額で計算しました。

ビラ及びポスターについては、それぞれ上限額で計算しております。町長選挙については、

候補者4人で試算いたしました。合計で174万7,096円ということになりました。

(2)の議員選挙については、候補者21人で試算いたしました。合計で863万6,040円となっております。

次に、大きな4点目。選挙管理委員会の対応についてということで、条例の中では選挙管理委員会に詳細を委任する規定が設けられています。また、これらの各種手続の届出の様式等を定める必要がございます。今後、選挙管理委員会で内容を検討し規定で定めていく予定でございます。

最後に5の今後のスケジュールについてでございます。先ほど説明しましたとおり令和2年12月議会に提出する予定でございます。また、条例の施行については令和2年12月12日から施行することを想定しております。

説明としては、以上です。

○議長（大橋昭太郎君） 皆さんのほうから何かございますでしょうか。柳田議員。

○10番（柳田政喜君） すみません、1つ教えていただきたいと思います。裏面のほうに、本町における影響額の試算ということで書いてございますけれども、これらの費用に関しましては、国のほうから補填されることなく町の財政で賄うということによろしいでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 森係長。

○総務課文書法令係長（森 陽祐君） お答えいたします。

地方選挙の有無については、普通交付税の算定基礎に既になっております。一定の単価を用いて計算する形になるんですけれども、県の選挙管理委員会によれば今回の制度改正に合わせて単価を改正する動きはないということでございました。ですので、選挙があれば交付税措置はされるんですけれども、今回の改正でそれが増額される見込みは現状ではないということでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

○10番（柳田政喜君） すみません、単純に言うと今回増える分に関しては来ないということでよろしいですね。

○議長（大橋昭太郎君） 森係長。

○総務課文書法令係長（森 陽祐君） そのとおりです。（「はい、分かりました」の声あり）

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。

町によっては、例えばピラを除くとか、あるいはこの選挙公営の部分を取り入れないとかというようなことがあるようですが、その辺、例えば今回提案する内容は全てという形での提案

ということによろしいですか。

○議長（大橋昭太郎君） 森係長。

○総務課文書法令係長（森 陽祐君） 制度上はそれぞれ一部を実施する、全く実施しないということもできるようにはなっております。ただ、これに関して県内の町村の実施状況を調査することがございまして、県のほうからその回答によれば、全ての町村でこれらを実施する予定となっておりましたことから、本町でも実施するという判断になりました。

○議長（大橋昭太郎君） はい。よろしいですか。（「はい」の声あり）

じゃあ、御苦労さまでした。

それでは、続きまして4) 訴えの提起についてに入ります。

本日の初めに確認しましたとおり、訴えの提起については非公開で行います。個人別の資料については案件が終わり次第、回収させていただきます。（「議長すみません、窓開いているんですけども、外に漏れるかも、閉めなきゃ駄目でしょう」の声あり）特に個人名及び個人が特定されるような発言については、行わないようにお願いします。それでは、総務課長。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、4点目の訴えの提起についての説明員を紹介させていただきます。

まず、防災管財課長の小野でございます。

○防災管財課長（小野英樹君） よろしくお願ひいたします。

○総務課長（佐々木義則君） 同じく防災管財課主査の西村でございます。

○防災管財課主査（西村貴徳君） よろしくお願ひいたします。

○総務課長（佐々木義則君） 続きまして、徴収対策課課長の菅井でございます。

○徴収対策課長（菅井 清君） よろしくお願ひします。

○総務課長（佐々木義則君） 同じく徴収対策課課長補佐の芦田でございます。

○徴収対策課課長補佐（芦田竜司君） よろしくお願ひします。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、内容等につきまして防災管財課長の小野から御説明申し上げます。

○議長（大橋昭太郎君） 防災管財課長。

○防災管財課長（小野英樹君） それでは、防災管財課から4点目の訴えの提起について御説明させていただきます。

先程、議長さんのお計らいで御説明がありましたが、本日、当日配付の資料は個人情報を含んでおりますので、この会議後、回収させていただきますことを御了承いただきたいと思います。

す。それでは、すみません、着座にて御説明させていただきます。

初めに、事前に配付しておりました資料により、訴えの提起の概要について御説明させていただきます。まず、訴えの提起の提案理由といたしましては、町営住宅入居契約者が家賃を3か月以上滞納し、明渡し請求を行っても退去に応じないことから、家賃等の支払いの請求及び住宅明渡しの請求に関する訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

事件名につきましては、2番に記載のとおり美里町営住宅家賃等支払請求及び住宅明渡し請求事件としております。家賃の滞納状況や契約者等に関しましては、本日お配りいたしております資料に基づいて、最後に御説明させていただければと考えております。

事件の内容、3、美里町営住宅条例に基づき家賃等の支払及び住宅の明渡しを求めるもの。

4、相手方としまして、甲、町内在住者、町営住宅入居者でございます。乙、町外在住者、連帯保証人でございます。

5、請求の趣旨でございますが、4項目記載しております。甲及び乙に対し町営住宅家賃の支払いを求めるもの。甲に対し町営住宅の明渡しを求めるもの。甲に対し入居許可取消し日の翌日から住宅明渡し日までの家賃相当損害金の支払いを求めるもの。最後に、甲及び乙に対し訴訟費用の負担を求めるものでございます。

訴訟の遂行方針といたしましては、判決の結果、必要があると認めた場合は上訴する。2つ目といたしまして、相手方が町営住宅を明渡し及び家賃等を完納する旨の申し出があり、かつ、その履行が見込まれる場合は和解するものとしております。

最後に、管轄の裁判所につきましては、仙台地方裁判所古川支部としていただいております。

それでは、今日お配りさせていただいております資料の1枚目、表紙をめくっていただきますと訴えの提起についてといたしまして、1番から8番までの項目が記載されてございます。

本日のこの配付資料により詳細を御説明させていただきます。

1、入居の住宅につきましては、記載のとおり戸建ての住宅でございます。

2、入居名義人、甲ですね、こちらについては記載の方でお子さんとの4人で入居を現在されております。

3、入居契約日につきましては、平成27年2月20日でございます。

4、連帯保証人、乙としておりますが、記載のとおりでございます。町外に在住し、入居の方と血縁の関係にある方でございます。

5、入居許可の取消日については、令和元年10月31日であり、6に記載のとおり、明渡し期限は令和2年2月1日でした。

経緯につきましては、8の事件の概要において説明させていただきます。

7、未納家賃額、こちらにつきましては記載のとおりでございますが、平成29年8月分から令和元年10月分までの間の25か月分、30万4,100円が債権額となっております。期間中、一部家賃を納付された月がございます。

8、事件の概要について御説明させていただきます。

(1) としまして、町は現在入居している甲より平成27年2月4日に町営住宅入居申込書が提出され、平成27年2月6日に入居予定者と決定し、平成27年2月20日に町営住宅の入居請書が甲及び連帯保証人の乙の連名で町に提出され、同日入居を許可しております。その後、入居者は家賃の納付期日から遅れる月等がありましたが、家賃を納付してまいりましたが、(2) にありますとおり、平成29年8月分を一部納付して以降、電話催告等をしてでも納付されない状況が続いたところでございます。電話催告、自宅訪問のほかに具体的には平成30年の10月の24日に徴収対策課において納付の相談を行い、毎月5万円の納付を約束しておりましたが結果として一度も履行されることはありませんでした。こちらからなんですね、その後の再三の電話催告、自宅訪問にも応じない状況が続きました。そのため平成31年の2月の15日には、分納不履行ということで入居取消し予告通知書を送付したところでございます。その後、納付されることがなく電話催告、自宅訪問を実施してまいりました。

(3) にあります令和元年6月7日でございます。その前に、6月3日の日、自宅訪問を行った際に本人と会うことができましたことから状況説明し、後日相談に来るよう促したところ、令和元年6月7日に徴収対策課を訪問。納付の相談を実施、滞納している家賃の一部と毎月の家賃について、毎月1万2,550円を納付する約束を町は甲と取り交わしておりました。

しかし、結果としてその後、納付されることはなく、(4) こちらからの再三の催告等に応じず、約束どおり納付いただけない状況が続きましたことから、令和元年8月30日付で入居許可取消兼明渡し予告通知書を送付いたしました。同日、連帯保証人に対しても町営住宅家賃連帯保証人請求書を送付しております。

(5) 予告を送付してから1か月を経過してもなお、納付あるいは相談もないため、令和元年10月31日付で入居許可取消権明渡し請求書を送付いたし、明渡し期限を令和2年2月1日としております。

その後、新型コロナウイルス感染症の拡大もあったものの、再三の電話催告、自宅訪問に対

しても応じていただけないことから、（６）住宅からの退去することがない状況が続きましたので、今回、（７）訴えの提起をすることといたしたところでございます。

説明以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大橋昭太郎君） ただいま説明をいただきました。皆さんのほうから意見、質問等ありませんか。柳田議員。

○10番（柳田政喜君） 説明ありがとうございます。正直、私たちこれについて内容的なものであまり聞くことはないんですけれども、生活状況というのがやっぱり心配される場所なんです。払えなかったのか、払わなかったのか、払う気があるのか、ないのか。その辺がちょっと分からなかったものですから、その辺について多少補足できることがあったらお願いします。

○議長（大橋昭太郎君） 芦田補佐。

○徴収対策課課長補佐（芦田竜司君） 生活状況といたしましては、徴収対策課のほうで相談していた当時になりますけれども、お仕事をされているような状況でした。分納誓約も最初５万円という、結構大きな金額ですね、収入状況を聞き取りして決定させていただいたんですけれども、それがやっぱり履行されないという。それで２回目の相談で１万２,０００円というのは、御本人さんの収入だけだとちょっと難しいということで分納金額を下げたような経緯あったんですけれども、その状況でもお支払いはいただけなかったというような状況でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

○10番（柳田政喜君） 今の説明ですと、今回これ契約者の方っていうのは、保証人は契約者の現在入居されてる方の親族ということでよろしいですね。

○議長（大橋昭太郎君） 防災管財課長。

○防災管財課長（小野英樹君） 議員御質問のとおりです。

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

○10番（柳田政喜君） 心配されるのは、先ほど説明あった中で家族４人で暮らしているというお話でしたけれども、その辺の今後のことがやはり心配される場所なんですけれども、その辺の相談には防災管財課ならずほかの部署での相談等、御指導のほうをしているのでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 防災管財課長。

○防災管財課長（小野英樹君） お時間をいただいてすみません。この間、納付相談というか明渡しの部分でなんとかお会いできた際には、御本人のほうからそういう社会保障、独り親であったり、そういう部分で給付金あるいは児童手当、そういったもので生活はできているというお話は伺っておりました。ただ、その中でなかなか一括して今の滞納額を納めるのは難しいと

いったような、本人の理由のお話がありました。町として、特段今、何か家庭事情とかで福祉的な問題を抱えているという感じではありませんでしたので、健康福祉課とかにおつなぎはしていません。

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

○10番（柳田政喜君） なかなか心配な部分が今話を聞いて大分増えたんですけれども。やはり、これは正当な手続なんでこういうことはしていただきたいと思うんですけれども、その中でやはりしっかりとしたフォローというのをしていただきたいなと思いました。今後、そういう他の課につなげるところがありましたら、ぜひつないでいただきたいなと思います。

○議長（大橋昭太郎君） よろしいですか。山岸議員。

○9番（山岸三男君） かなり生活も精いっぱいだったのかもしれない。そこで、一応生活保護という手段もございますけれども、そういう相談というか、お話なんかはされたんですか。

○議長（大橋昭太郎君） 西村主査。

○防災管財課主査（西村貴徳君） そのような相談のほうもこちらから提案をしておりますが、御本人のほうがそういった相談には応じないというところでございます。

○9番（山岸三男君） 分かりました。

○議長（大橋昭太郎君） 千葉議員。

○14番（千葉一男君） 要するに、話合いで解決できなかったということのようなんですけれども、強制権、法律まで執行しなくちゃならない事態というのは、過去こういう状態のありましたでしょうか。初めてでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 防災管財課長。

○防災管財課長（小野英樹君） 以前にもございました。（「分かりました」の声あり）

○議長（大橋昭太郎君） よろしいですね。手島議員。

○6番（手島牧世君） 連帯保証人の方とは連絡が取れていたんでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 防災管財課長。

○防災管財課長（小野英樹君） 連帯保証人の方も御自宅になかなかいらっしゃらない方で、訪問、電話でなかなかお会いできないという状況は続いておりますが、連絡等は取るように何度もしているところでございますし、当然にその明渡し請求予告通知等は、当然文書のほうでお渡ししているところでございます。

○議長（大橋昭太郎君） よろしいですね。（「はい」の声あり）

では、大変御苦労さまでした。

それでは、5) その他についてに入ります。総務課長。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、その他ということで診療・検査医療機関の指定に伴う国庫補助金及び県補助金についてといったことで、この件につきまして町立南郷病院事務長日野と、それから医事係長の佐藤から、その内容について御説明を申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○議長（大橋昭太郎君） 南郷病院事務長。

○南郷病院事務長（日野 剛君） それでは、資料に基づきまして御説明を申し上げます。

説明事項の（１）は私のほうから、（２）、（３）につきましては佐藤係長のほうから御説明を申し上げます。

初めに、１ページをめくっていただきまして、資料の１－１のほうから御説明をしたいと思っています。

令和２年10月１日付で診療・検査医療機関の指定についてということで宮城県から美里町立南郷病院が指定を受けております。これの指定の要件につきましては、感染症の患者と一般の患者の動線がきちんと分けられていること。２点目としまして、必要な検査体制を確保していること。３点目としまして、検体採取の際の十分な感染対策を行っていることというのが要件になっておりまして、これらの要件に該当するということで県のほうから指定を受けているものであります。診療対応時間につきましては、月曜日から金曜日までの６時間というふうなことで指定を受けております。

１枚めくっていただきまして、資料の１－２になります。両面刷りのものでありますが、初めに医療機関用というようなものがあります。これが今の発熱患者の対応部分、医療機関でする対応の部分でございます。一番初めに受診前にかかりつけ医に電話相談というのが大前提でありまして、町立南郷病院の場合は一番左側のラインがうちのほうの病院のラインになりまして、指定診療・検査医療機関である場合と、括弧書きの発熱患者の診療が可能というようなところで、予約をして受診時間の調整をして診察、自院で検査が可能か、うちのほうの場合は可能でございますので検査実施というところで、いわゆるPCR検査並びに抗原検査、そちらのほうも対応するような形で今体制を取っております。

下から３行目あたりに書いていますけれども、このリストにつきましては、県のほうでは医療機関の風評被害、あとは受診なされる患者さんのプライバシーに一番重きを置いているようで、あそこのコロナ対応している病院にあの患者さんがいたとか、発熱外来にいたというふう

な、そのような情報が流れるのが一番危惧されているところでございます、実際にそういったことが起きている医療機関もございまして、これは非公表というような扱いにされているようでございます。

1－2の裏面につきましては、患者さんが、発熱等の患者さんが病院を受診する際にどのような体制で流れるかというようなところで、宮城県のほうで示しているものでございます。

資料の1の部分につきましては、以上でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 佐藤係長。

○南郷病院医事係長（佐藤敏行君） では、私佐藤のほうから次の資料2について御説明申し上げます。

先ほど、資料1－1で診療・検査医療機関の指定を受けたことによって、資料2の補助金の対象となってくるといったところになります。

資料1－1の診療・検査医療機関の指定を受けた医療機関につきましては、その指定を受けてから今年度3月末までの範囲で体制を整備しているといったところで、それに対して患者さんが来れば補助金そのものは対象とはならないんですけれども、体制整えたにもかかわらず患者さんが来ないときにその人数に応じた分補助しますといった中身の補助金になります。

うちの南郷病院のほうにつきましては、その基準が1日、平日、資料1－1では診療時間6時間と記載されているんですけれども、当院については、かかりつけの患者さんのみの診療しますよということで届出しておりますので、1日5人が上限というところで補助金の計算を行っていきます。それで、5人に対して、5人の上限に対して現在は申請したときの数字では、5人に対して3名は患者さんが来るであろうという見込みで補助金の申請を行っていますので、実質2名患者さんが毎日不足しているといった中身で補助金のほうを申請行いました。実際は、3月末で最終的な精算を行う形になりまして、その実績に応じて補助金が交付されるといったところになります。

積算の基準金額については、資料にも記載しているんですけれども、単価が1万3,447円で、来ない患者数が2人、あとそれに対して稼働日数3月までの平日の日数ですね、10月から拾って121日といったところで金額合計しますと325万4,174円と一旦概算では計算しまして、申請のほうを行っています。

それに対して、2分の1が事前に交付されるようになるんですけれども、325万4,174円の2分の1で10万円以下を切り捨てた金額で160万円を今回11月末の補正予算に計上する予定としています。

極端な話で言いますと、1日5人想定していますので毎日5人以上発熱外来に患者さんが来れば最終的に補助はゼロ円になるといった中身になります。

続きまして、資料3の説明になります。資料3のほうにつきましては、県の補助金の要綱になります。趣旨のところにコロナウイルス感染症の検査する医療機関と明記はされていますので、9月末にうちの病院のほうは宮城県医師会に対して行政検査を行う医療機関の集団契約を行う手続を進めました。それで、県の医師会のほうで宮城県と契約を結んだことによって、当院は行政検査を行える医療機関となりまして、その時点でこの補助金の対象となる医療機関になりました。

この補助金を使って整備できるものといったのが、この資料3の1ページの四角で囲まれていたところになるんですけれども、今回11月末で補正で計上して予算上げていたのが、(2)のHEPAフィルター付きパーティション、こちら4台です。あと、5番の簡易診察室及び附帯する備品に該当するところで診察室に使うプレハブ2棟分の賃借料、あと、以前9月の補正予算でパソコンのほうを計上させていただいていたんですけれども、そちらは以前の補助金のほうで、450万円の補助金のほうで当初買う予定としていたんですけれども、附帯する備品でパソコンも補助できますよという話を確認を取りまして、こちらの補助金のほうを活用してパソコンを最終的に購入していきたいと。それで、450万円の補助金は別な部分で使わせていただきたいということで補助金のほうも精査を行いまして、最終的にパーティションとプレハブとパソコンをこの補助金を使って進めるといったところになります。

四角の中で右側に備品購入費、補助対象経費の下に感染症外来協力医療機関の設備を購入するために必要な備品購入費と書いてはあるんですけれども、県のほうに確認しまして賃借料でも補助の対象にはなるという説明は確認取っております。

私のほうからは以上です。

○議長（大橋昭太郎君） ただいま説明をいただきました。皆さんのほうから何かございますか。

柳田議員。

○10番（柳田政喜君） 現在の発熱外来のほうにどれぐらいの患者さんが来て診察を受けている状況でしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 南郷病院事務長。

○南郷病院事務長（日野 剛君） 毎日必ず来ているというような感じではございませんが、今のところ体制整備きちっと整えたのが11月の18日からでございまして、その間PCR検査3件、あと抗原検査3件ほど実施しております。6件は確実に来ております。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございますか。手島議員。

○6番（手島牧世君） 必要な備品等購入費というところだったんですけども、今マスクとか防護服とかというのはかなり入ってきているようなんですけども、話の中では手袋が入手しにくいとかというのをちょっと聞いているんですが、その辺は大丈夫でしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 南郷病院事務長。

○南郷病院事務長（日野 剛君） 手袋につきましては、今のところ在庫的には約Sサイズが1万1,000枚、Mサイズが2万5,000枚、Lサイズが2,000枚、入荷の部分につきましては手袋についてはうちのほうでは通常に入ってきているような状況でございます。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）よろしいですか。南郷病院事務長。

○南郷病院事務長（日野 剛君） すみません。追加の資料で1枚ほど、A4、1枚お配りしております。表題が新型コロナウイルス感染症流行期における患者減少についてでございます。前の全協の際にも状況のほうを御説明はしておりますが、10月末現在までの部分につきまして、減少幅、患者数と収益の部分で落ちているのが現状でございます。入院収益につきましては、2,851万6,932円、前年対比です。外来につきましては、1,094万1,998円ほど減額しております。このまま平均値でいきますと約、一番下の段にありますけれども6,700万円の収入減というような形になる見込みでございます。外来の部分で延べ患者数がちょっと増えていますが、これにつきましては聴力検査とあとインフルエンザの予防接種、これらの部分につきまして増えている部分でございます、それらを除きますと約、患者数につきましては横ばいというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（大橋昭太郎君） ありがとうございます。

以上で全員協議会を終了したいと思います。

副議長、お願いいたします。

○副議長（我妻 薫君） 大変駆け足で全員協議会進んでしまいましたけれども、以上で全員協議会終わりたいというふうに思います。今、ちょっと情報を見たら東京でまた500人超すような患者が出ているようでございます。コロナにみんな十分注意していただきたいといます。

以上です。（「御苦労さまでした」の声あり）

午後4時38分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年11月27日

美里町議会議長